

# ケアサポートセンター 筑波園 居宅介護支援事業所料金表

(平成 30 年 4 月 1 日から適用)

## サービス利用料及び利用者負担金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、ご利用者負担はありません。

※ 介護保険サービス計画を受けることについて、予めお住まいの市町村に届出していない場合や、介護保険料の滞納により、法定代理受理ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日お住まいの介護保険の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

### ① 【 居宅介護支援費 】

#### ○ 居宅介護支援費(Ⅰ) < 取扱件数 40 件未満 >

要介護 1・2	1,053 単位×10.70 円	11,267 円/月
要介護 3・4・5	1,368 単位×10.70 円	14,637 円/月

#### ○ 居宅介護支援費(Ⅱ) < 取扱件数 40 件以上 60 件未満 >

要介護 1・2	527 単位×10.70 円	5,638 円/月
要介護 3・4・5	684 単位×10.70 円	7,318 円/月

(→40 件以上 60 件未満の部分のみ適用)

#### ○ 居宅介護支援費(Ⅲ) < 取扱件数 60 件以上 >

要介護 1・2	316 単位×10.70 円	3,381 円/月
要介護 3・4・5	410 単位×10.70 円	4,387 円/月

(→60 件以上の部分のみ適用)

### ② 【 加算 】

#### ○ 初回加算

300 単位×10.70 円	3,210 円/月
----------------	-----------

初回加算：適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、新規に居宅介護支援並びに要介護状態区分が2段階以上変更になったご利用者に対し居宅介護支援を行った場合

#### 医療等との連携強化

医療との連携を強化する観点から、医療連携加算や退院・退所加算について、算定要件及び評価等の見直しを行う。併せて、在宅患者緊急時等カンファレンスに介護支援専門員(ケアマネージャー)が参加した場合。

#### ○ 入院時情報連携加算(Ⅰ)

200 単位×10.70 円	2,140 円/月
----------------	-----------

※ 算定要件…介護支援専門員が病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を行った場合。

○ 入院時情報連携加算(Ⅱ)

100 単位×10.70 円	1,070 円/月
----------------	-----------

※ 算定要件…介護支援専門員が病院又は診療所に訪問する以外の方法により、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

○ 退院・退所加算Ⅰ

○退院・退所加算Ⅱ

450 単位×10.7 円	4,815 円/1 回目	600 単位×10.70 円	6,420 円/1 回目
600 単位×10.7 円	6,420 円/2 回目	750 単位×10.70 円	8,025 円/2 回目
		900 単位×10.70 円	9,630 円/3 回目

入院期間中に 2 回まで算定可能

※ 算定要件…入院期間又は入所期間が 30 日以下の場合であって、退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、ご利用者に関する必要な情報を求めることその他の連携を行った場合

○ 緊急時等居宅カンファレンス加算

200 単位×10.70 円	2,140 円/月
----------------	-----------

月2回限度

※ 算定要件…病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

○ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300 単位×10.70 円	3,210 円/月
----------------	-----------

※ 算定要件…居宅介護支援を受けていたご利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有するご利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300 単位×10.70 円	3,210 円/月
----------------	-----------

※ 算定要件…居宅介護支援を受けていたご利用者が居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用へと移行する際に、居宅介護支援事業者が有するご利用者の必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

(3)解約料

ご利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	介護保険規定料金(前記参照)
保険者(市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません